

消費生活 相談

“うまい話”には要注意！ 成年年齢が18歳になってから、若者の消費者トラブル相談が増えています！

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）

全国の消費生活センター等に寄せられる若者からの相談には、「エステ・美容医療などの美容サービス」、「ダイエットサプリメントなどの定期購入」、「マルチ商法・暗号資産・情報商材などのもうけ話」などに関するトラブルが多く見られます。

勧誘に対し「お金がない」を理由に断っても、借金やクレジットカード契約を勧める悪質業者もいます。本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。

若者に多い消費者トラブル

【事例1】 SNSで「今なら全身脱毛1,000円」の広告を見て、店舗に出掛けたところ、70万円の高額コースを勧められた。

【事例2】 会社の先輩から情報商材の勧誘を受けた。契約金額が高額だったので「お金がない」と断ったが、貸金業者の無人借入機まで同行され、借金したお金で契約してしまった。

【事例3】 SNSで知り合った相手からFX売買取引システムを案内された。「高額で支払えない」と断ったところ、学生ローンで借金をする方法を細かく指示された。

【事例4】 スマートフォンでSNS上の広告を見

て、1回限りだと思い化粧品を注文したら、定期購入コースだった。



被害に遭わないために…

- ▽「絶対にもうかる」などの“うまい話”には気を付けましょう。
- ▽「お金がない」なら「契約しない」ときっぱり断りましょう。
- ▽借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう。
- ▽SNS上の広告は、しっかりと内容を確認しましょう。
- ▽大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたうSNS上の広告や、「簡単にもうかる」、「損はしない」などの投稿やメッセージは、う
- ▽不安を感じたときは、消費生活センター(☎287-0858)や消費者ホットライン(☎188)へ相談しましょう。

一人で悩まず
すぐに相談を!



若者は契約に関する知識や社会経験が十分でない場合があります。若者がトラブルに遭わないよう、周囲の大人の方も見守りにご協力ください。

■問い合わせ
ねんきんダイヤル
(☎0570・051165)、水戸北年金事務所(☎231局2283)

▼クレジットカード納付…2月末日までに「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」を年金事務所へ提出してください。

▼現金納付…2年前納や、任意の月分から当年度末または翌年度末分までを前納する場合は、専用の納付書が必要となりますので、年金事務所へお申し出ください。

■「国民年金前納割引制度」を存じですか？
前納制度には、▽2年前納(4月〜翌々年3月分)▽1年前納(4月〜翌年3月分)▽6か月前納(4月〜9月分、10月〜翌年3月分)▽当月末振替(早割)(本来の納付期限より1か月早く納付する方法)があります。なお、口座振替のほか、現金・クレジットカードでの納付が可能です。

■口座振替の申し込みは…
預貯金口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、または年金事務所へ「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書」を提出してください(郵送可)。基礎年金番号・口座番号等が分かるものと、通帳の届け出印が必要です。※申出書は保険課(役場行政棟1階)にも備え付けています。

国民年金の納付は、便利な口座振替をご利用ください。また、まとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます。

国民年金
だより
お勧めします！ 便利な「口座振替」とお得な「前納制度」

令和5年度 国民年金保険料前納額と割引額*

納付方法	前納制度	前納額	割引額
現金納付、クレジットカード納付	2年前納	38万7,170円	1万4,830円
	1年前納	19万4,720円	3,520円
	6か月前納	9万8,310円	810円
口座振替	2年前納	38万5,900円	1万6,100円
	1年前納	19万4,090円	4,150円
	6か月前納	9万7,990円	1,130円
	早割	1万6,470円	50円

*▽令和6年度の国民年金保険料前納額と割引額は、令和6年2月下旬に告示される予定です。▽令和6年3月から、口座振替・クレジットカード納付での前納について、年度の途中からまとめて振替(立替)できるようになります。▽詳細は、お問い合わせください。